新たな不登校が生じない取組　（「未然防止」の取組）

不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくりの推進

【取組１】（Ａ・Ｂ中学校）

９月の１週目をハートフルウィークと呼び、午後の時間を生徒全員対象の二者面談の期間とした。生徒が面談を希望する教員を指名して、面談の中で自分なりの SOS を出したり、教員と相談しやすい関係づくりを構築したりすることを目的としている。この面談を２学期の初めに行うことで、新しい学期が始まる際の、生徒の精神的負担を減らすことができる。さらに、生徒全員と教員が面談することで、教員がどんな小さな情報もすぐにキャッチし、今後の生徒の様子を観察していく視点をもつことにもつながった。また、給食を食べたあとに下校となるため、ゆっくりとしたペースで２学期のスタートを切ることができ、生活ペースの変化を苦手とする生徒の心身の負担軽減につながった。

【取組２】（Ａ・Ｂ中学校）

４月、新学期が始まってすぐに学年のレクリエーションの場として、「アルティメット大会」を行った。事後アンケートでは、「またこのような時間があるとよいと思う。」と答えた生徒が多く、９月下旬に再度学年レクリエーションを開催した。

このように、生徒が主体的に取り組める機会として、学年でスポーツ大会やレクリエーションを定期的に行うことで、学年や学級でのつながりをその度に感じたり、これから始まる学校生活にも前向きに取り組んだりすることができ、「魅力ある学

【取組３】（Ａ中学校）

校内研修会において、「学びの主体者育成のためのスタンダードの再構築」として、各教員が授業で使用している PDCA シートを持ち寄り、ユニバーサルデザインの観点から授業を振り返る機会とした。また、校内研修において、指導主事からも指導・講評を受ける機会を設定した。このように全教員が同じ視点で授業改善を行っていき、学校全体で授業内のつまずきを防ぐことによって、不登校の未然防止につなげている。

【取組４】（Ｂ中学校）

不登校対応巡回教員が、校内別室の開室へ向け、当該校における不登校対策の現状と課題に関する校内研修を行い、今後の体制づくりに関する共通認識を図ることができた。また、不登校生徒や、その傾向がある生徒に対して、長期休業日前後に教職員に気を付けてほしいことや、新たな不登校が生じないようにするための声掛けの内容などをまとめた資料を作成し、全教員へ向けて周知した。

多様な学びの場を確保する取組
（「早期支援」及び「長期化への対応」の取組）の推進

支援会議（C中学校）

生活指導部会において、全不登校生徒が、関係機関とつながっているかどうかの確認を各学年の教員と行った。「学校や外部機関とつながる」ことの大切さを教職員全体で確認した。全教職員が共通した認識の下で、様子が気になる生徒への声掛け等、継続して支援に取り組んでいくことを確認した。

アウトリーチによる支援（B中学校）

不登校対応巡回教員が、教育相談期間における三者面談に参加し、本人や保護者の意見を聞きながら、適切な外部機関につなげられるように助言をした。また、校内別室に登校している生徒やその保護者と今後の方針について確認を行い、その情報を担任や SC、相談員等の支援に関わる人たちと共有した。

校内別室における支援（D中学校）

不登校対応巡回教員が中心となって、校内別室に設置している本を紹介する掲示物を作成した。読書に苦手意識をもつ生徒にとって、「多様な本を紹介し、関連する教材とつなげて、読書や学習に向かう態度を醸成させるためのきっかけとしたい。」という考えで取組を継続的に実施した。継続的な取組をきっかけに生徒が「自分も絵を描いて作ってみたい」と興味を持つことができた。校内別室を利用する生徒が本を読むきっかけになり、読書を促すことができた。

デジタル機器を活用した支援（E中学校）

昼夜逆転の生活を送っており、学校や関係機関へ通うことのできない生徒に対して、オンラインで三者面談を行った。担任、保護者、SSW が対面で面談を行い、当該生徒の現状や進路についての考えなどを確認した。当該生徒の意思も踏まえ、活動しやすい時間に登校時間を再設定することで、出席状況が改善に向かった。

関係機関との連携（全巡回担当校）

校内別室へ登校しているものの、進路に向けて動き出すことに難しさを感じていた中学３年生の生徒について、担当の SSW や教育支援センターの職員と情報共有を密に行い、進路決定に向けた情報提供や、高校見学に向けた計画的な支援を、保護者と連携して行った。

成　果

各校において教職員の理解が深まり、様々な場面で不登校生徒にとっての選択肢が増えていった。今後も教職員内で意識を更に高め、協力して支援を行う体制を整える。

課　題

支援体制を更に充実させるために、校内別室の役割や自治体の支援体制を教員や保護者に周知していく必要がある。